

雜報

研究所官制改正

昭和十七年十一月研究機關統合の結果、厚生省研究所人口民族部に改編された當研究所は、昭和二十一年五月一日厚生省研究所廢止と共に、舊稱の人口問題研究所に復し、再發足することとなつた。人口問題研究所の新官制は次の如くである。なお新所長には岡崎前人口民族部長、總務部長には館技官、調査部長には左右田技官がそれ／＼新任された。

人口問題研究所官制

(昭和二十一年五月一日勅令第二百五十號)

第一條 人口問題研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題ニ關スル調査研究ヲ掌ル

第二條 人口問題研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

厚生技官

專任七人 二級 内一人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任四人 三級

厚生事務官

專任二人 三級

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシ

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 人口問題研究所ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム

專門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

專門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五條 所長ハ一級又ハ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ

厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

研究報告會

昭和二十一年上半期における定例研究報告會の報告

題目、月日及報告者は次の如くである。

一月十六日

島村研究官

女子家庭復歸問題に關する一見解

二月六日

岡崎部長

出生序列別出生間隔に關する研究

二月十三日

館研究官

靜止人口出生率と人口再生産率

二月二十日

關山研究官

職業構成の變化の國民生活への影響序説

三月六日

左右田研究官

近き將來に於ける産業人口の構造に關する研究 四月二十四日 島村研究官

男子の失業緩和のための女子家庭復歸の限度に關する一考察 五月一日 三國技官

國民生活水準の測定(階級及地域に因る生活水準の維持) 五月八日 館技官

二三の人口統計學上の比率の確率的取扱に付て 五月十五日 上田技官

人口の地域的配分に關する基礎的考察 五月二十二日 本多技官

第二次育児費調査の結果概要 六月十二日 篠崎技官

身長の遺傳に就いて

研究資料の作成

最近に於ける用紙難及印刷難の事情により、機關誌の發行も定期に行うことが著しく困難に陥つたので、之が對策として研究資料を隨時謄寫印刷して、關係方面に配布することとした。昭和二十一年上半期において作成したものは左の如くである。

研究資料目次

題目

執筆者

第二次育児費調査結果の概要

本多技官

食糧危機と産兒制限

岡崎技官

特殊分類による女子職業別人口

島村技官

産兒制限と社會主義

本多技官